

優秀賞 栃木県 加藤 久弥 様 （30代 男性）

現在、私は、農業協同組合の信用渉外として日々、金融業務に携わっている。その業務の一つに、年金の裁定請求がある。この年金の裁定請求についての私自身の思いとある体験談をお話したいと思う。

私は、勤めて年金の裁定請求の仕事に関わるまで、年金についてほぼ無関心であった。せいぜい、仕事を退職してからもらえるお金程度しかわかっていなかった。しかし、私が年金の裁定請求をやるにつれて、次第に年金について知るようになり、関心も高まっていった。年金も、もらえる場合が3種類あるとわかった。それは、定年退職や自営業の方が65歳以上になり老後を迎えて請求をする老齢年金、病気やケガで障害を認定され請求をする障害年金、旦那様が亡くなり請求をする遺族年金の3種類があると理解することができた。本当に、年金は、一人ひとり違うものであり、奥が深い事もわかった。

私が年金の裁定請求を担当していて、忘れられない出来事があった。それは、ある一組の夫婦であった。その夫婦は、私が新任の信用渉外として着任した時から、本当に良くして頂いた夫婦であった。新天地で不慣れであった私に対して、常に親身になり、接してくれた。また、信用渉外として私に課せられた「割り当て」のことも考えてくれて、夫婦で定期貯金、定期積金、クレジットカード等を申し込んでくれた。私は、夫婦に対して、心から感謝した。やがて、夫婦2人が老齢年金を受給する時に、加藤さんをお願いしたいと申し出てくれた。滞りなく、老齢年金の手続を終えると、「さすが、加藤さん！仕事が早いね！頼んでよかったよ！」とありがたい言葉を頂いた。年金を通じて、私は、その夫婦とますます良好なお付き合いをさせて頂くことができた。

ところが、その数年後、急病により旦那様が急逝された。突然の不幸に見舞われ、奥様をはじめ、ご家族全員が悲しみに包まれた。私も弔問を行い、その後、旦那様の相続手続をさせて頂いた。相続手続の際、奥様に遺族年金が発生することがわかった。当然、その遺族年金も私の方で手続きをさせて頂くこととなった。

旦那様の遺族年金の手続きが終わり、数ヶ月後、奥様の通帳に遺族年金が振り込まれると、再度、奥様から感謝を受けた。この時ほど、私は、今の仕事について良かったと思った事は無かった。

私は、年金は、家族の旦那様がたとえお亡くなりになった後でも、残された奥様や家族を助けて、支えてくれるものだ実感した。言わば、死後も「懸け橋」として、家族をつなげているのだ。私自身も、この旦那様の懸け橋のおかげで、この家族とつながれた事に心から誇りに思う。最後に、奥様は、涙まじりに言った。「主人は、年金をもらっても手をつけず、私や家族の為に使ってくれた。こうして死んでからも、私達家族に年金を回してくれている。心から主人に感謝したい。」

年金を受給している自分だけでなく、人と家族をつなげ、支える日本の年金制度は、本当に良い制度だと思える。